

1 会議名

第4回阿賀野市障害者自立支援協議会

2 開催日時

平成29年12月19日（火） 午後1時30分から

3 開催場所

阿賀野市役所1階 第1多目的ホール

4 出席者の氏名（敬称略）

- ・丸田秋男、音田律子、関川敦子、近藤浩、五十嵐愛子、佐藤寿樹、田中晋、星玲子  
（欠：湯浅優、小林茂之）（10人中8人出席）
- ・事務局 障がい者基幹相談支援センター 立川センター長  
障害福祉係 保科係長

5 議事

- （1）障がい福祉計画素案の確認等について
- （2）意見交換

6 発言の内容

開会 <事務局>

事務局：これより平成29年度第4回阿賀野市障害者自立支援協議会を開催いたします。本日の委員の出席状況ですが、2名より欠席連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。本日も障がい福祉計画の説明がありますので、計画等作成業務委託業者の株式会社オリス小島様にも同席いただいております。また、当市の障がい福祉計画の進捗状況把握のため、新潟地域振興局健康福祉部総務福祉課の下鳥主査も同席いただいておりますのでご報告いたします。

それでは、丸田会長よりごあいさついただきたいと思います。

会 長：年末のお忙しいなか、ありがとうございます。本日は障がい福祉計画素案の確認等の審議がありますので宜しく願いいたします。

## 議事（１） 障がい福祉計画素案の確認等について

会 長： それでは、議事の（１）障がい福祉計画素案の確認等についてです。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 本日は、修正箇所として追加資料をお配りさせていただきました。療育手帳の所持者の実績が平成 26 年度から 1 人減になっていたことが判明いたしました。それにより修正をお願いいたしました。また、他の担当者が確認したところ文言等の若干の修正がありましたが、計画については大きく変更とはなっておりません。ご覧いただければと思います。

さっそく、第 3 次阿賀野市障がい者計画、第 5 期阿賀野市障がい福祉計画、第 1 期阿賀野市障がい児福祉計画素案についてのご説明をさせていただきます。長くなりますので、1 章、2 章と分けての質問ということにさせていただきたいと思います。

素案の作成時に悩んだことが、「障害者」のひらがな表記です。市の指針についてお配りいただきましたが、第 2 次の計画でひらがなを使用していた箇所でも今回は指針法に基づき漢字にしてあります。委員の皆さまよりご意見があれば修正は可能です。

まずは目次構成です。今回 1 冊にまとめるということで、目次構成もだいぶ変わっております。第 2 次計画との変更箇所といたしましては、第 2 次の第 2 章で「基本的考え方」のあとに「現状」となっており第 3 章で「アンケート結果」を載せてありましたが、今回は逆にしてあります。第 2 章と第 3 章を逆にする、第 2 章につきましては統合するというかたちにしてあります。このような目次の構成、流れにつきましてご意見がありましたらありがたいです。

会 長： 目次の構成に関するご意見はありますか。

ここは一旦あたためさせていただいて、各章の説明を受けながら、どうしても修正が必要なご意見があれば調整をするということでしょうか。

事務局： はい。ありがとうございます。

それでは、第 1 章 計画策定の趣旨についてです。

1 計画策定の背景といたしまして、（１）まずは国の動向です。障害者差別解消法等の施行・改正がなされたことの記載。（２）阿賀野市における経過といたしまして各計画の策定についての記載をさせていただきました。

2 計画の位置づけといたしまして、各法律に基づいて根拠等を記載いたしま

した。

3 策定にあたってといたしまして、第2次阿賀野市障がい者計画の基本理念「一人ひとりが生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現する」を継承するかたちで計画を作成するところをうたっております。

4 計画の期間につきましては、平成30年度から平成32年度までの3ケ年としております。

5 計画の策定体制につきましては、自立支援協議会でご協議いただき、パブリックコメントを実施し最終的に決定するという流れです。

自立支援協議会の体制で第2次との変更点として、権利擁護連絡会が追加発足されております。また、退院促進部会・相談支援部会が新たに第2次より追加になっております。

第1章につきましては以上です。

会 長： 文言の表記や誤字があればご指摘をいただかないといけませんね。

ほかの計画との調和を保つということについては、各基礎自治体の計画づくりにおいて他の計画との整合性や調和を保つことについての指導などは入っていますか。社会福祉法が改正になりましたが、各基礎自治体がどのように取り扱うかという標準的な指導はありましたか。

事務局： 今回の計画の策定では特に県からの指導・指摘はありませんでした。基本的には、県でつくっている上位計画になりますので詳しい施策などになります。計画は県がやるものであり、それにもなって市が取り組まなければならないものに関しては、きちんとはいっているかどうかのチェックをいれながら県の計画について入っているかどうかということ考えておりました。

介護保険の高齢の計画につきまして、地域包括ケアシステムに精神疾患も組み込むというかたちで障害と高齢との連携をはかるという話はいただいております。

会 長： あらためて別途ご意見をいただくということでもよろしいでしょうか。確認ですので、説明を受けながら前へ進みたいと思います。

では、第2章お願いいたします。

事務局： 第2章 障がい者の現状です。

1 総人口の推移、2 障がい者の状況といたしまして阿賀野市の人口、各障害

者手帳をお持ちのかたの人数と等級別の人数につきまして記載いたしました。今年度につきましては、障がい者の対象者のなかに難病医療費等助成受給者の人数も含まれておりますので、平成 25 年度からの受給者数の推移として記載してあります。また、特別支援学級・支援学校の在籍数も記載いたしました。

3 アンケート調査の概要といたしまして記載いたしました。前回、アンケートに報告をさせていただいた際に、配布対象者の年齢・手帳の等級別の人数があるといいのではというご意見をいただいておりますので、年齢層・手帳別でそれぞれ人数の記載をいたしました。その他アンケートの結果を記載いたしました。

よろしく願いいたします。

会 長： いかがでしょうか。ご確認をお願いいたします。

G委員： 確認です。特別支援学級・学校の在籍児童・生徒数ですが、小学校（小学部）はあわせて90人、配布対象者数を見ると22人です。90人中22人から回答を得たという理解でよろしいですか。

事務局： 単純に在籍されているお子さんすべてが手帳を取得されているとは限らないということがあります。アンケートにつきましては手帳をお持ちのお子さんという前提ですので、人数が非常に少なく意見がとれたのかというご意見もあるかと思えます。そこが、今回の反省点です。この在籍数の数字はアンケートがお手元に届いてご回答いただいたというかたもいらっしゃいますし、アンケートすら届かなかったというかたもいらっしゃいます。

G委員： そうすると、小学校（小学部）では2～3割、中学校（中学部）・高等部等では5割程度ととらえていいのですね。

事務局： はい。

会 長： 他にいかがでしょうか。

B委員： 難病医療費等助成受給者数の推移ですが、障がい者の状況のなかであげられているわけですが、難病医療の受給者は障がいの認定をうけているという意味ではなくて、難病認定すべての数字ですか。

事務局： 新発田保健所に難病指定の手続きをされているかたの情報をいただきまして掲

載いたしました。

B委員： 自立支援医療やそういう制度からはずれているかたも入っている。

事務局： はい。

会 長： そういう意味では、障がい福祉計画のなかに難病の患者さんを取り扱うということに関して、市民のかたがたにご覧いただいたとき、理解がスムーズにいくものなのでしょうか。対象者プラス難病の患者さんですから、難病の患者さんの現状を把握し必要なサービスの調整をとっていくのか、どこかで説明があってもいいのかなと思いましたが。

F委員： そう思います。計画については市民全員に対してこのような計画をつくりましたということですので、皆さまから理解していただくためには説明があってもいいのかなと考えていますのでそこは追記したいと思います。

会 長： 是非、ご検討いただければと思います。

他に何かありますでしょうか。

確認ですが、アンケートの結果や自由記述で寄せられたご意見、団体や事業所のかたがたからのご意見は第3章の計画の基本的な方向性のなかに織り込んであるという考えかたでいい訳ですね。それが市の基本的な考えかたにつながっているという捉えかたでよろしいですね。

それでは、第3章についてお願いいたします。

事務局： 第3章 計画の基本的な方向性についてです。

1 計画の基本理念です。

先ほども申し上げましたが、第2次と変わりありません。「一人ひとりが生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現する」の基本理念に基づき、策定いたしました。

2 計画の基本的視点です。

(1)社会全体におけるバリアフリー化の推進とし、物理的、精神的なバリアフリーを推進するというかたちで基本的視点にあわせてあります。

(2)障害の特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進とし、障がいのある人が自己選択と自己決定に基づいて「自ら望む暮らし」を選べる社会の実現を目指し、利用者の視点に立っていきたいと思います。

(3)障がいのある人の自己実現を生涯にわたってサポートする体制の強化とし、乳幼児期から高齢期まで一貫した保健・医療・福祉・教育など総合的な施策の展開を図りたいと考えております。

3 計画の施策の方向性といたしまして、大きく7つに分野別に施策を展開していきたいとのことで記載させていただきました。

(1) 障害や障がいのある人に対する理解・啓発活動の促進とし、障がいのある人に対する理解を広める。差別・偏見のない地域づくりを進めます。

(2) 地域福祉の視点に基づく市民ぐるみの支援の促進とし、ボランティアの育成とマンパワーの向上に努めます。

(3) 障がい者の生活向上につながる支援体制の充実とし、主に相談支援の充実と相談員のスキルアップで充実を図ります。

(4) いきいきと社会参加できる地域環境の充実とし、多様な場に参加し活躍できる仕組みづくりのため、参加するために必要なコミュニケーションを確保し支援の充実に努めます。

(5) 障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備とし、障がい児に対する支援の充実に努めます。

(6) 精神障がい者施策の拡充とし、精神障がい者に対する市民の理解に向けての啓発に積極的に取り組み、精神障がい者が社会参加し、生きがいを持って暮らしていけるように、雇用・就業の促進にも努めます。

(7) 差別のない地域環境の充実とし、障害の特性に配慮した社会環境、障がいのある人が安心して生活を送ることができる環境整備に努めます。

4 計画の体系、5 サービスの体系といたしまして、基本理念に基づき施策の方向性、具体的な施策展開の体系を考えております。

6 第2次計画の現状と課題です。

こちらについては、第3次計画から初めて取り組ませていただこうかと思っております。第2次計画の施策では全体的に記載されておりましたが、ここでは第2次計画のひとつひとつの施策の内容と現状と課題をすべて記載いたしました。阿賀野市らしい取り組みと申しましょうか、計画はどうしても立ててから結果がどうなのかが重要視されています。PDCAサイクルもうたっておりますので、今計画からこのような仕組みで取り組んでいきたいと思っております。

会 長： ありがとうございます。ご意見などありますでしょうか。

H委員、振興局ではあらかじめ各市町村の計画をご覧いただいて、意見にアドバイスなどをおこなう仕組みになっているのでしょうか。

H委員： 求められれば意見をいたします。

平成28年4月に基幹相談支援センター立ち上げをされましたが、活動状況はいかがでしょうか。

事務局： 今年度、センター長を含めまして4名の正職員で対応していますが、毎日のように外に出ている状況です。いわゆる困難事例などの一般の相談支援事業所でなかなか解決が図れない案件に対しては、基幹で常にバックアップして動いております。そのあたりの連携もスムーズにしていると思います。月に1回は相談支援部会を開催し、なおかつ、それぞれの相談支援事業所に月に1回出向きまして実際のケースを聞いたり、事業所の運営などの相談に乗ったりしています。活発に活動しているという印象です。

F委員： 昨年からです、地域包括支援センターと一緒に「成年後見制度」についても力を入れて活動しております。

D委員： 権利擁護や成年後見制度は、障がい者の意思決定支援が注目されているかと思えます。障がいのあるかたが自分の意志を決定するための支援を、支援者側や福祉担当者側がしっかりとやっていかなければならないことだと思います。だいぶ注目されていますので、そういう視点で文言として盛り込まれるといいのではと思います。

事務局： そのようにさせていただきたいと思えます。

会 長： 法改正により平成30年4月から施行される事業が、5 サービス体系の表の記載のなかにあるようです。法改正によるものであるという注釈があってもいいのではないのでしょうか。

事務局： ありがとうございます。サービス体系の表のなかで平成30年4月からのものは、わかるように区別いたします。

会 長： 振興局で新規事業をどのように取り扱えばいいのかとか、報酬改定で要求している重度対応のグループホームの扱いはどうするかなど、国の政策と絡むところをどうするかという場合は、県の段階でどのように各市町村に織り込むかなどのアドバイスはあるのかないのかわからないものですから。

事務局： 県のヒアリングなどもありますが、県でも国の制度として決定したという状況

がないものですから、サービスについて詳しい内容や単価などは県にも降りてきていない状況ではないのでしょうか。

会 長： 共生型サービスは高齢者の計画のなかでは、新しい計画のなかに盛り込んで計画づくりしている市町村があります。阿賀野市の場合、ほかで入っている場合はこちらでも入れなければならないですね。そういった意味では、介護保険の事業計画と障がいの計画のところで、片方は取り上げていてもう片方はないというのは調和がとれていないということになります。

F委員： それはおかしな話ですね。このような会議に各担当が出席するというのがいいのだと思います。

会 長： そのような観点で是非お願いいたします。  
先に進めます。第4章お願いいたします。

事務局： 第4章 施策の展開についてです。  
実際の施策として6つに大きくわけまして策定させていただいております。

#### 1 情報提供の促進です。

(1) 啓発・広報といたしまして、障がい者施策の広報として表を記載いたしました。第3章と同じにはなりますがあえて文章にして残してあります。ご意見がありましたらお願いいたします。実際の施策は第2次計画を継続する形が多くあります。障害者週間の周知やさまざまな啓発などになります。「障害の状態に配慮した広報の推進」といたしまして、音声略など、障害の状態に応じた情報提供方法の検討を行い、わかりやすい情報提供に努めます。このあたりは第3章のいわゆる課題が今回の施策のなかに反映されているよう作成するようにいたします。また、大きく違うのが、今回の施策の展開で、ひとつの分野ごとに評価指標というものを設けました。PDCAサイクルで評価ができたのかできなかったのか達成できたのかできなかったのか、指標がなければ実際の結果がわからないということがあります。評価指標のなかには、阿賀野市独自の「ヘルプカード」も記載いたしました。

(2) 市民参加といたしまして、ボランティアの育成と活動の充実です。評価指標としてボランティアセンターの登録者数などを記載いたしました。阿賀野市では、手話言語条例が制定となりました。手話奉仕員の派遣という指標も設けたいと思っておりますので手話奉仕員等派遣利用者件数も記載いたしました。



2 相談支援体制の整備です。

(1) 生活支援とし、相談支援体制の充実ということで、施策を載せました。相談支援専門員が不足していること。それとスキルアップ。職員の資質の向上などです。また、障がい者の人権・権利擁護の推進ということで、成年後見制度の促進、法人後見の推進ということで高齢福祉課の担当とも連携し、基幹相談支援センターが中心となるかと思いますが一緒に取り組んでいきたいと思えます。虐待防止対策の充実としての施策も記載いたしました。評価指標としまして、現状値9件で目標値0件といたしました。通報がないのいいのか、通報がないのが好ましくないのかは非常に悩んでおります。ご意見いただければ有難いです。

(2) 保健・医療といたしました。精神保健福祉施策の充実としまして担当の健康推進課の保健師などでさまざまな施策を進めていきたいと思えます。こころの健康づくりを新しく載せました。評価指標としまして講演会の開催回数を記載いたしました。

(3) 教育・育成といたしました。療育・幼児教育の充実としまして阿賀野市の療育専門部会の活動を進めていきたいと思えます。また今後、重症心身障がい児の支援サービスの充実が求められています。特に医療行為の必要なお子さんの利用できるサービスが不足しているというのは全国で問題になっておりますので、対象のお子さんが安心して生活をしていただけるようなサービスの充実ということで施策に載せました。教育施策の充実では、特別支援教育の推進などとし、学校教育課含めて関係機関と協力をしてまいりたいと思っております。

3 地域生活の支援です。

(1) 障害福祉サービスの充実として、障害福祉サービスを中心にうたっておりますが、グループホームの充実も記載いたしました。阿賀野市としてグループホームが足りないというのは近々の課題だと思いますので、あえて共同生活援助(グループホーム)の整備促進として明記いたしました。評価指標としても目標値として3ヶ所といたしました。

(2) 外出・移動支援の推進として、市のサービスが不足しているなか、視覚障がいのかたからご利用いただく同行援護、重度の知的障がいのかたや精神障害のかたが外出の際に利用する行動援護のサービスについての施策です。行動援護は阿賀野市に事業所がありません。何とか事業所に参入の呼びかけを行っていききたいと思えます。

4 就労支援と雇用促進です。

(1) 雇用・就労については、就労支援、雇用の促進ということで記載いたしました。評価指標の「障害者就労施設等からの物品等調達方針」における達成

目標額を前年度より増額させるといたしました。現状値の金額が他の市町村に比べると低い数字であることは認識しておりますが、まずは毎年増額させるという目標にしていこうと思います。市（市役所）における障害者雇用率については現状値の2.56%に対して目標値2.6%以上です。30年度から法定雇用率が0.1%上がりますのでクリアする為2.6%以上といたしまして担当課にもお願いをしております。

5 社会参加の促進です。

いろいろな余暇活動や、スポーツ・レクリエーション活動への支援のコミュニケーションを図っていきたいと思います。評価指標として、「手話奉仕員等の派遣により余暇活動等に参加できた」とし余暇活動等の参加での派遣という別の視点での目標値を設けました。

6 安心・安全の環境づくりです。

生活環境・防犯体制・防災対策・選挙における配慮の推進ということで記載いたしました。

第4章については以上です。宜しく願いいたします。

会 長： ご意見をいただきましょうか。いかがでしょう。

E委員： 1-(2)の市民参加の「障がい者に対応した専門的なボランティアの育成」の施策で「ガイドヘルパー」とありますが、ガイドヘルパーは専門の資格があってなおかつ講習会受講を終了したかたのことだと思います。ここでは、ボランティアの育成であってそのような専門的な人たちに活動をしてもらいたいということで「ガイドヘルパー」という言葉を使っているのでしょうか。社協であれば、2日間くらいの講習会でガイドヘルプのボランティアができるようにレベルが上がったかたもボランティアに行ってもらおうということもあります。この場合、資格を持ったかたたちをボランティアとして活動していただくという理由があるのか、専門の講座などを受講されたかたがたがガイドヘルプのボランティアとしての参画になるのかの確認です。

事務局： 専門の講習を受けて資格を取ったかたという想定はしておりません。同行援護や行動援護のサービスになりますので専門ということではありません。

E委員： ヘルパーですと資格のあるかたという受けとめかたになると思います。

事務局： わかりました。ありがとうございます。

会 長： 事務局からの説明にありました「障害者虐待の通報件数」の件ですが、どうでしょうか。

D委員： 通報としての0件はおかしいと思います。目標値としての0件は、虐待がない地域ということになれば1件などにすると違和感があるのではないのでしょうか。

事務局： 1件以上の値にした場合、「あってもいいのか」という捉えかたをされても悪いなと思います。理想は0件。でも目標であれば0件以外にするべきかと悩んでいたところでした。

会 長： ほかの自治体の情報はありますか。

事務局： 市の総合計画は「認知数」、今回は「通報件数」ということで異なるのですが、通報を受けて早期に対応しますと施策にうたっておりますので「通報件数」にしたほうがいいのではと思ひまして評価指標にはこのように記載いたしました。

会 長： 児童虐待でいえば「対応件数」、障害者虐待は「認知件数」。阿賀野市としての指標の考えかたですね。ご検討いただきたいと思います。

「表記」についてですが、「発達障がい児」と子どもを指す場合はひらがな表記、「発達障害」の状態を表す場合は漢字表記となっています。「害」の表記の扱いについてどこかで整理が必要な感じがします。法令用語も意図的に漢字表記にしていますがいかがでしょうか。

事務局： 人の状態を表わす場合に接点を当てて漢字・ひらがなの区別をいたしました。しかし、そうしますと漢字表記が多くなってしまい、逆に法律名・固有名詞に漢字を使ってそれ以外はひらがなにしたほうがやわらかい印象が出てくるのではと思ったりして方向性に迷っておりました。

会 長： のちほど意見交換の際に議論いたしましょう。

H委員： 2－（2）こころの健康講演会の開催数は現状値も目標値も2回ですが、これは現状維持ということですよ。

事務局： はいそうです。健康推進課でおこなっております。これ以上に増えればいいのですが。

会 長： 県の総合計画の障がい福祉分野の主要評価指標が工賃です。社会参加を促進する施策がどう取り組むかというときに就労B型の工賃が主要指標になってしまっています。基礎自治体における障がいのあるかたが社会参加を促進していくときの指標のなかに工賃が出てきませんよね。

事務局： 県のほうでB型の平均工賃を 14,378 円に増加させるということで数字がうたわれております。28年度、29年度の阿賀野市の平均工賃が県より上回っております。そんなこともありまして数字としてはあげておりません。

会 長： それでは第5章をお願いいたします。

事務局： 第5章 第5期障がい福祉計画についてです。  
基本的に、国・県より示された目標設定、サービス利用につきましては、市の現状とニーズを踏まえて設定をさせていただいております。

1 第4期計画の数値目標の達成状況です。

(1) 施設入所者の地域生活への移行についてです。施設入所者数は指針に基づいて数値を出してあります。実際、阿賀野市で施設入所されていてグループホームに戻って生活が出来そうなかたは、男性でおひとりいらっしゃいます。地域に戻って生活させたいかたもいらっしゃいます。入所申込みをされて待機中のかたは、身体のかたは4名程、知的障がいのかたは1名いらっしゃいます。そのなかでも、ひとり暮らしであって在宅での生活ができないかたや、短期入所されているかたもいらっしゃいます。在宅でぎりぎりの生活をされているかたもいらっしゃいます。目標の数字が達成できるかという、必要なかたは施設をご利用していただきたいとは思いますが、目標値は設定しておりますが、必要なかたはそこにと考えております。

(2) 地域生活支援拠点の整備についてですが、今現在はございませんが32年度までに設置を目指しております。ワーキングチームがありますので検討しているところです。相談・施設入所・短期入所のサービスを展開している法人を中心に面的整備を図ればいかなと考えております。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等についてですが、就労移行支援事業についての数値と実績を記載いたしました。

以上が、第4期の計画と実績です。

2 第5期計画の成果目標です。

(1) 施設入所者の地域生活への移行についての記載をいたしました。地域生活支援拠点の整備については申し上げたとおりです。

(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築です。32年度末までに協議の場を設置することを目標としています。自立支援協議会の退院促進部会において、すでに事業所と精神保健福祉士、保健所担当等いろいろなかたから集まっていただきさまざまな協議の場を設けております。さらに、精神科の病院に足を運びましてケース検討をさせていただくという活動をおこなっております。この地域包括システム構築について、市のほうではすでに設置されているという判断です。

(3) 地域生活支援拠点の整備についてです。こちらは今ほど申し上げたとおりです。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等についてです。国より、平成28年度の移行実績の1.5倍以上とする指針ですので実績8人に対して12人と設定いたしました。就労移行支援事業の利用者数は32年度末の目標は30人であげさせていただきました。実績は13人でしたが平成29年4月1日より就労移行支援事業所があらたに立ちあがりまして定員18人の事業が動いております。さらに、発達障害のかたなどが新潟市内や新潟市内の市外にもご利用者がいらっしゃいますので30人と見込みをさせていただきました。就労移行率の3割以上の事業所の割合については、就労移行支援事業所3箇所のうち2箇所といたしました。来年度より法定雇用率の改定があったり、精神障がい者が障害者雇用に該当することなど法律の改正があったりとのことから、障害者雇用が進むことを見込みまして目標としてあげさせていただきました。

就労定着支援利用による職場定着率については、平成30年4月からの新しいサービスになるかと思えます。障害者雇用の改正にともなうということも考えてはいます。例年、就職はしたけれど離職してしまうかたが1名ほどいらっしゃいます。100%の定着は厳しいと見込んでの数字になります。

3 障害福祉サービス等の見込量です。ここからは、目標の数字を記載いたしました。

(1) 訪問系サービス

- ① 居宅介護です。アンケートの調査ではご希望のかたが大勢いらっしゃいました。実際、サービスの新規の利用はそれほど増えていないということがあります。また、年齢的に介護保険への移行の年齢のかたもいらっしゃいます。阿賀野市といたしましては、介護保険の担当とも話を済ませておりますが、基本的に65歳以上の介護保険、また2号

被保険者の介護保険の該当者のかたの居宅介護については介護保険優先をお願いします。ただ、介護保険では利用できないとか制限がかかるかたについては、当然引き続き障害のサービスの利用を継続していただくということで申し合わせをしております。そのあたりも踏まえて見込量を入れてあります。

- ② 重度訪問介護です。阿賀野市としては、筋委縮性側索硬化症のかたがおひとりいらっしゃいました。今現在は入院されておりますが、保健所からALS、または脊髄等の損傷など神経難病のかたの人数を聞いたところ7名いらっしゃいました。そのかたがたが在宅で生活される際には必要になるだろうと見込んでの数字になります。
  - ③ 同行援護です。こちらも利用の状況、見込量を記載いたしました。
  - ④ 行動援護です。29年度の実績は2名と少なかったです。行動援護のサービスを提供していただける事業所が少なく、実際に動けるヘルパーさんが少ないです。行動援護ではなく移動支援のサービスに乗ったかたちで利用しているかたもいらっしゃるようです。ですので、人数としては把握していますので30年度は6名とし、年々増やした見込量としました。見込量に対して当然事業所の開拓もしていかなければと思っております。
  - ⑤ 重度障害者等包括支援ですが、阿賀野市近郊に事業所がないということで設定はしておりません。
- (2) 日中活動系サービス
- ① 生活介護です。実績と事業所の定員が増えたことを受けての見込量といたしました。
  - ② 自立訓練（機能訓練）、③ 自立訓練（生活訓練・日中）、④自立訓練（生活訓練・夜間）につきましては利用期間に制限がありますので、極端に増えることはないだろうという考えで見込量をあげさせていただいております。
  - ⑤ 就労移行支援です。29年度現在が13名です。市内の事業所が定員18名になっておりますので30年度は20名、31年度は25名、32年度は30名と見込みました。
  - ⑥ 就労継続支援（A型）です。ニーズもあります。就労移行支援で訓練をされたかたが場合によってはA型に移られて一般就労を目指すことも考えられますのでこのような見込量にいたしました。
  - ⑦ 就労継続支援（B型）です。毎年増加しております。今後につきましても、特別支援学校の卒業生を見込んで増えていくだろうと思えます。特に精神障害のかたの利用者が多くなっております。毎年10名

程の増加で見込んでおります。

- ⑧ 就労定着支援（新規）です。新規のサービスになります。5名を見込んでおります。
  - ⑨ 療養介護です。利用できるかたに限られますので、現在の9名のかたが維持されるということで見込量といたしました。
  - ⑩ 短期入所（福祉型）です。27年度から29年度まで非常に増えております。10月1日からさらに6名定員の事業所が開設をしております。そういった利用見込みも考えて増えてくるという見込みとしております。
  - ⑪ 短期入所（医療型）です。実績はございませんが、支給決定を出させていただいたかたの数字を見て見込量をあげさせていただきました。
- (3) 居住系サービス
- ① 自立生活援助です。新しいサービスになります。グループホーム等からのアパート生活を支えるということになりますが、2名という見込みとさせていただきます。
  - ② 共同生活援助（グループホーム）です。現在は20名となっております。見込量は毎年5名程度の増加としております。
  - ③ 施設入所支援です。冒頭に申しあげました人数のとおり58名で設定をさせていただきました。
- (4) 相談支援
- ① 計画相談支援です。331人が29年度の実績となっております。年々増加という見込みで32年度には345人という数字を入れさせていただきます。
  - ② 地域移行支援です。精神病院等から地域に移行するということです。実績はここ数年ありませんが、32年度にかけて見込量をあげさせていただきました。
  - ③ 地域定着支援です。単身等の生活が困難なかたへの支援ですが、実績は1人、計画についてはそれぞれの年度で2人を見込んであります。
- (5) 障害福祉サービス等見込量確保のための方策
- 訪問系につきましては新規事業の参入をはかってまいりたいと思います。日中活動につきましてはA型がありませんので、そういった事業の参入にも働きかけをおこなってまいりたいと思います。居住系につきましてもサービスが足りないところがありますので、事業所にお願いしていきたくと思います。相談に関しましては、現在障がいの相談支援専門員の受け持つ件数の制限はありません。次年度からでしたでしょうか。

D委員： 1ヶ月あたりの人数ですよ。

事務局： そうなりますか。介護保険ですと制限があるようです。阿賀野市の相談員はおひとりが60名程を担当している状況ですので、それを考えるとご苦労いただいていると思います。相談支援専門員の充実もはかかっていかなければならないと考えております。

4 地域生活支援事業サービスの見込量です。

地域生活支援事業サービスの見込量ですが、さまざまな啓発事業があります。当然、市のほうでやらなければならない事業はすべてやるという前提で「有」とさせていただきます。

③の相談支援事業ですが見込量を30年度から32年度まで1箇所になっております。通常の相談支援事業所の数ではなくて計画は作らず相談に乗るだけの事業所といわれております。現在、阿賀野市にはありませんので相談支援事業所をお願いをして進めてまいりたいと思います。

⑥の意思疎通支援事業として、手話通訳者・要約筆記派遣事業ということで30年度より増加を見込んだ人数としております。さらに、手話通訳者設置事業はこれから手話奉仕員の育成・研修を進めるというかたちをとりまして32年度に設置をしたいと思っております。

⑧の手話奉仕員養成研修事業も実養成講習終了見込者数を31年度で1人としたのちに32年度で2人としていければと思っております。

⑨の移動支援も増加を見込んでおります。

⑩の地域活動支援センター機能強化事業は現在、阿賀野市にはございませんので31年度32年度でそれぞれ設置を目指していきたいと思っております。

⑪その他の事業といたしまして、まずは日中一時支援事業です。デイサービスと同じになりますが通所系をご利用するというかたちで生活介護をご利用できない場合、利用されるというかたが多くいらっしゃいます。土日に生活介護を行っていない時に利用されるかたがいらっしゃいますので見込んでの数字になります。次に訪問入浴サービス事業です。人数は少ないのですが見込量を定めました。今現在の利用者は0人になっています。自動車運転免許取得は各年度2人、自動車改造助成事業は各年度4人と29年度の利用実績から見込量を定めました。

以上、第5章の説明をさせていただきました。

会 長： お気づきの点がございましたらお願いいたします。

委員の皆さまから後ほどご意見をいただくとしたらいつ頃まででしょうか。



事務局： たいへん短くて申し訳ないのですが、今週中くらいにいただければ有難いです。

H委員： ⑤法人後見支援事業で30年度から「有」になっていますが、どこになりますか。

事務局： これは目標なのですが、成年後見のグループのなかの社会福祉協議会に法人後見支援事業を第1号としてお願いできればと思って話してはありますが決定は出ておりません。そういった点も含めて今後も協議・検討をしていき、勉強会も含めておこなっていきたいと考えております。

H委員： 成年後見制度・法人後見を推進していくということは、見込数は30年度から変わりませんが増加となるのが普通ではないでしょうか。

事務局： 成年後見制度利用支援事業の見込量2人についてこちらで考えたのは、通常のかたちで申立てができるかたではなくて、こちらで何かと支援をしなければならない市長申立てを想定しています。

H委員： 市長後見の要件とは。

事務局： 成年後見についての申立てで同意が得られないかたや親族がないかたなどで、市長のほうで申立てをするということです。

H委員： 市長申立てが認められるかという制限があるという、そういうことでしょうか。

F委員： リミッターはそんなにかかっていないはずですが、予算が伴うものですので受け手の制限はあるのですが、いくら以上は駄目だということはないはずですが。

H委員： そちらの制限がきつくないのであれば見込量はもう少し増えてきてもいいのではないのでしょうか。実際、成年後見制度を利用するかたが増えないというのであれば一生懸命に広報活動をする。それは、増えるためではないのでしょうか。権利の意識啓発をすることによって成年後見制度を利用して権利を守ろうという人も増えてくるという目的にしているのではないのでしょうか。ということは、利用実績は少なくとも横ばいではなく増加傾向のほうがいいのではないのでしょうか。ましては、成年後見を始めるということですよね。今よりもっと利用しやすくなるのではないのでしょうか。上を目指すのであれば利用者数は2人ではなく年々増えていくのではないのでしょうか。

会 長：是非ご検討ください。見込量と言っても、事業の実施の面で説明しているものと、量で説明しているところがありますが、それぞれ考えかたがあつてのことでしょうけれど、事業実施の有無でとどめておけばいいのか見込量でいいのか、そのあたりも多少の議論はいるのでしょうか。

H委員：市役所全体で考えかたを出していると思いますので、すぐには回答できないとは思いますが相談していただきたいと思います。

会 長：県のヒアリングは終わっていますか。

事務局：終わっております。10月に1回ありまして、直近では11月末時点で再度数字は提出しております。

会 長：あまり指摘が出ないものですから、こちらで考えかたが書いてあつて具体的な計画の見込量に関しては事業の実施の有無までに留まり、一方では推進しているといいますが、こちらでは量的な指標をどう立てるんだというのはなかなかヒアリングでは出てこないものですか。

H委員：県の障がい担当者が言ったことで、私がここで感じることは違うものになっておりますので、県が了解であればいいのではないのでしょうか。

D委員：成年後見制度の利用支援事業ということで私も読み違えているのか、2人という数字は少ないなと感じておりました。先ほどの説明だと通常の制度を利用する人たちはこの数字に入っていないのですか。

事務局：そうです。

D委員：どうしても市長申立てをするということですね。どうも読んだ文章からは読み取れなくて、数字は少ないと感じました。事業として、市長申立てをする人という説明が入ると制度を利用する人は年々増えていて2人という数字ではないというのはわかります。申立てをするような人を支援するという市の事業であるという説明だったり、どうしても通常の制度を利用するとなると相談員の支援ではできないので市のほうで支援するという説明だったりがあれば、2人という数字もわかるのではないかと思います。実際にはもっと多く利用がありますよね。

F委員： 事業としてはわかりにくいかと思います。

D委員： 制度と事業だと違いますよね。私も読み間違えました。

会 長： 主語は何で、対象は何でという表現をすればわかりやすいのかもしれませんがね。

H委員： これだと全体を反映していないですね。もう少し細かい説明か、利用全体を反映するのであればカットするとか。

会 長： ご検討ください。それでは、今週中にお届をするということで宜しいでしょうか。

事務局： 申し訳ございません。短い期間ですが、宜しくお願いいたします。

会 長： 事業所のことが詳しくわからないので、庁内の文章を審査するところは通らないのですよね。なるべく複数の目を見て、気になればご指摘いただいたほうがいいですよ。活字になってしまってからではなかなか大変ですから。

B委員： 障がい者と障がいのある人でわけていますが、基本的な考えかたとして場面によってわざわざ障がいのあるとしているのは何かありますか。

事務局： 正直ございません。統一したほうがというご意見があれば有り難いと思います。

会 長： そういう意味では、平成26年4月1日の市の取扱い指針にありますが、前後の文面からして、人を表したり人の状態を表わす場合は原則的にひらがな表記にするというふうにしてあるのなら、それに合わせて表記しなければなりません。

F委員： そうですね。指針の原則がうすれてしまうことになるかもしれませんね。

会 長： そこに照らしながらチェックするのはわれわれの役目ではありませんね。委員がすることではなく事務かたの仕事だと思います。

G委員、いかがですか。小学校・中学校の目線でひとくくりあったほうがいいというご意見や、全体をとおしてお気づきの点はありませんか。

G委員：第3章の3－（5）で「障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備」として、関係機関と連携して切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築に努めるとありますが、具体的にどのように変わっていくのかということがわかりづらかったというのが正直なところです。大きな目玉として「児童発達支援センター」の設置なのだと思いますが、それがどのようなかたちで設置されるというのが具体的には見えない。評価資料のようなものがなく研修をやりますとは書いてありますが何回やりますとは書いていない。具体的にどのように充実されていくのかがよくわからなかったというのが正直な感想です。理念として、連携と一貫性のある支援をしていくのはとても大切で幼・小・中・とそれぞれでは頑張っているのですが、どのように引き継ぐかというあたりまでしか頑張れない。それぞれはそれぞれで頑張っている将来的な「像」はあまり見えないでいます。それを一貫した支援にしていくというのは大切な理念だと思います。そうすると「児童発達支援センター」を設立していくうえで、どのような手続きをとり、関係機関が意見を出しあってこのようなセンターをつくっていくという数字的なものまで出てくるといいのかなあと思いました。阿賀野市のいいところは「ことばとこころの相談室」があり、18歳までは連携と一貫性がありいい施設だと思います。しかし、通所している子どもだけしか該当しません。そうでない子どももいるはずですが、そのような子どもたちも含めた「児童発達支援センター」ができれば厚くなっていくなと思います。駒林高等特別支援学校中等部・高等部に進学する子どもたちは、手厚い支援を受けていけるのですが、一般の高校に障がいのある子どもも進学していきます。そのような子どもたちは手帳も取得できない場合もあります。しかし将来ひきこもりなどになる可能性はない訳ではないのです。そういうことも含めて支援をしていく場合に「児童発達支援センター」が役目を担っていくのだろうか考えたり、いろいろと今後を考えたりしますがこの段階からは見えてきません。計画として載せるのがいいのか、具体化していくなかで意見要望を入れて、よりいいものにしていくのがいいのか、今後考えていただければと思いました。

会 長：他にご意見はありませんでしょうか。

繰り返しになりますが、計画につきましては目を通していただいて、事務局へ今週末までにお届けいただくということで宜しいでしょうか。本日は、業者のかたがいらしてますが、集計していただいてのご意見などはありますか。クロス集計をしての新たに明記したのがあるとか、障がい児の集計で対象の人数が少なくて代表値とするには困難だったとか、いろいろなコメントがあるのでと思いますが。詳細はクロス集計していただいたのでどのように読み解くなど。

H委員：クロス集計は細かくわかるものです。年齢による影響があるなど、結果を見る時に有効かなと思います。ここまでは公表しないですね。

事務局：はい、そうです。

会 長：統計上、扱ってはいけない数字もありましたので。

オリス：今のところは何もないというのが正直なところですよ。申し訳ございません。集計したところを見ていただくということです。

会 長：統計データをご覧いただいております。お気づきの点があればお届けいただくということで宜しいでしょうか。

## 議事（２） 意見交換

会 長：それでは意見交換といたしましょうか。全体をとおしてご意見がありましたらお願いいたします。

B委員：障がい者と介護保険との関係です。65歳以上になっても自立支援を利用のかたもいれば、65歳未満でも特定疾病などで介護保険のかたもいらっしゃいます。そういった制度のオーバーラップするところがありますので横の連携といいますか、そのかたにとってどんなサービスがいいのかという観点で考えていくことがだいじかと思えます。

会 長：そのあたりは織り込みにくいのでしょうか。障がいがあってもお元気であれば65歳になってもご自分が暮らしたい場所で働くこともできる。一番だいじなことです。そういう考え方を織り込むという考え方はいかがでしょうか。

事務局：実際、阿賀野市でも65歳を超えても作業所に通っているかたもたくさんいらっしゃいます。障がいのデイサービスに65歳を超えて通っているかたもいらっしゃいます。そのような場合は相談員のかたにはお願いしているのですが、介護保険の年齢になったからサービスを全部移行するのではなく、そのかたのQOLということも考えて、障がいサービスがいいのか介護で大丈夫なのかというところを総合的に判断していただきたいと思っております。それに関して市

のほうに訴えていただきたいとお伝えしてあります。絶対に駄目だということはありませんともお伝えしてあります。ただし、居宅介護につきましては利用する事業所も変わらない、またそのサービスを利用するときに介護なのか障がいなのかの違いだけであって何も変わらないので、そこは高齢福祉課と調整をさせていただきたいと思います。それ以外の調整はありません。そのようなことであえて載せてはいないということです。

G委員： 大変、時間をかけて読ませていただきました。勉強になりました。

E委員： 資料を見させていただくとどうしても自分に関連の箇所だけを見てしまいます。社協として関わらなければならない事業がいろいろと出てきています。市が希望している事業なのでしょうが問題点などもふれてありました。具体的に何をさしているのかお聞きしたいというのも個人的にひとつふたつありましたので、改めて見させていただきたいと思いました。社協としましても、事業を見直すいい機会となりましたので、リンクして社協として受けれるところがあれば持ち帰って検討したいと思います。

会 長： 社協の地域福祉活動計画と行政の計画がどこでリンクするのか、どこで市民にとってのニーズにむけてどのように頑張るのかなど、いずれどこかに入れていただければうれしいと思います。

C委員： 1人で見てもわからないことが多くて、この協議会に出席する前に（手をつなぐ育成）会の委員の皆さまと、事前に話し合いができればもっとよい意見が出たのかもしれない。

D委員： この福祉計画が32年度に向けてよくできたら、素晴らしい阿賀野市になると思って説明を聞いていました。やろうと思っている数字が32年度までにできないことも多くあるとは思いますが、基本理念の「ともに支えあい笑顔で暮らせる」とありましたが、地域住民を巻き込んでおこなっていかなければ、サービスを増やすだけでは行き詰まります。ここにいらっしゃる委員の皆さんや地域の皆さんを巻き込んだ阿賀野市になれば、これも達成できるのではないかと感じました。相談支援専門員が足りないというのはどこの市町村でもあります。事業所の赤字経営で相談員が増えていかないというところもあります。介護保険のケアマネージャーさんとリンクしていくという話も国から出ていますので、相談だけを個人的に増やすのではなくて、ケアマネージャーも上手く使っていくのもいいのではないかと思います。是非、期待しております。

F委員： 皆さまから貴重なご意見をいただきまして、私どものほうが勉強させていただきました。ありがとうございました。今のお話にありましたように、地域で暮らすというのは福祉サービスだけではありません。ごみ出しひとつにいたしましても、生活を考えていかないといけないのです。そう思ったときに、その道しるべとなる理念として、障がいも介護もですが市の方針としての計画をきちんとつくっていかねばいけないとあらためて感じました。ありがとうございました。

会 長： 以上で事務局にお返ししてよろしいでしょうか。

事務局： いろいろと貴重なご意見をいただき有難うございました。パブリックコメントが年明けにあります。1ヶ月の期間がありますが、その後に原案を作成いたしましてからまた皆さまからお集まりいただきます。その際は宜しく願いいたします。

以上で協議会を閉会といたします。ありがとうございました。